

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[1] 【当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施】

鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該鑑定資料を使用して検査をしたように装ったもの

該当する鑑定件数 9件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 9件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真・写真データ及びその他のデータ並びに再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認するなどした結果、9件の鑑定について、検査のために鑑定資料が切り取られておらず、当該資料を使用して検査をしたように装っていたことが確認された。
- なお、これら9件は、対象職員の鑑定結果においてDNA型が検出されなかったとされていたものであり、再鑑定においても、DNA型は検出されなかった。
- 9件のうち3件は対象職員によるDNA型鑑定以外の捜査により、既に被疑者が検挙されており、対象職員による鑑定により捜査への影響は生じていない。
残りの6件のうち1件（分類表番号A【1-2】25）は、DNA型鑑定以外の捜査で被疑者が既に判明しているが、被害者から被害届は出されておらず、犯人の処罰を求める意思も示されていない事案であり、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への影響は確認されなかった。
残りの5件は、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 特になし。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[2] 【鑑定残余資料の紛失・偽装】

鑑定後の残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装ったもの

該当する鑑定件数 4件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 4件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定資料返還時に撮影された鑑定資料の写真データ及び再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認するとともに、再鑑定を実施した職員から再鑑定時における残余資料とされていたものの形状等について聞き取りを行うなどした結果、4件の鑑定について、対象職員がDNA型鑑定のために鑑定資料の一部を切り取った後、残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装っていたことが確認された。
 - なお、残余資料を装った資料については、4件のうち2件については、鑑定嘱託を受けた所属に返還されており、残りの2件については、佐賀県警察科学捜査研究所内の対象職員が鑑定等を行う作業台において保管されていた。
 - この不適切な取扱いは、鑑定後の残余資料に対して行われるものであることから、対象職員による鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響するものではなく、また、偽装された残余資料の鑑定結果を捜査に使用しているものはないことから、本不適切な取扱いによる捜査等への影響が生じていることは確認されなかった。
- ◆佐賀県警察の認定との違い
- ・ 特になし。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[3] 【ワークシートの不適切な記載】

ワークシートに事実と異なる記載をしたもの

該当する鑑定件数 133件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 77件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 56件〕

○ 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真・写真データ、定量データ、電気泳動データ及び解析データを確認するなどした結果、133件の鑑定に係るワークシートの下記の部分に事実と異なる記載が確認された。

○ ワークシートに事実と異なる記載が確認された部分は、次のとおり。（※）

- ・ 鑑定を開始した日
- ・ 外観検査を実施した日
- ・ 予備検査を実施した日
- ・ DNA抽出を実施した日
- ・ 定量を実施した日
- ・ 電気泳動を実施した日
- ・ 鑑定資料の切り出し箇所

※ ワークシートごとに、事実と異なっていた部分は異なる。

○ 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 佐賀県警察では、各鑑定につき1つの不適切な取扱いを計上しており、1件の鑑定で複数の不適切な取扱いが認められるものについては、この類型の不適切な取扱いが計上されていない場合があった。
- ・ 佐賀県警察の調査では、ワークシートに記載した作業の日付が事実と異なることが確認されていたが、このほかに、特別監察では、鑑定資料のどの部分を検査に使用するために切り出したかを示す記載に誤りがあることが確認された。
- ・ 特別監察では、佐賀県警察が不適切な取扱いを認定していない対象職員による鑑定の中にも、同様の不適切な取扱いをしていたものが確認された。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[4] 【定量日時等の不適切な変更】

定量結果資料の作成に当たり、定量日時やコントロールの定量結果の数値等を変更していたもの

該当する鑑定件数 42件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 30件〕
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 12件〕

- 対象職員が作成したワークシート及び定量データを確認するなどした結果、42件の鑑定について、定量後の定量結果資料の作成に当たり、データや印刷した資料を加工することにより、定量日時やコントロールの定量結果の数値、定量データのファイル名が変更されていることが確認された。

なお、保存されていた各鑑定の本来の定量データを確認したところ、鑑定資料のDNA抽出液の定量結果（ヒトDNAの有無や含有量）自体を異ならせているものはなかった。

- 作成された定量結果資料において行われていた不適切な行為は、次のとおり。（※1）
 - ・ 定量日時を変更
 - ・ コントロールの定量結果の数値を変更
 - ・ 定量データのファイル名（※2）を変更

※1 複数の不適切な行為が行われていた場合があった。

※2 ファイル名中に定量実施時期が推認できる文字列が含まれていた。

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 佐賀県警察では、各鑑定につき1つの不適切な取扱いを計上しており、1件の鑑定で複数の不適切な取扱いが認められるものについては、この類型の不適切な取扱いが計上されていない場合があった。
- ・ 特別監察では、佐賀県警察が不適切な取扱いを認定していない対象職員による鑑定の中にも、同様の不適切な取扱いをしていたものが確認された。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[5] 【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせて使用していたもの①

該当する鑑定件数 139件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 81件〕
〔対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 58件〕

- 対象職員が作成したワークシート及び電気泳動データを確認するなどした結果、139件の鑑定について、解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料の電気泳動データに、別の鑑定資料と共に電気泳動したコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを組み合わせる、陰性コントロールの電気泳動データとして抽出コントロールの電気泳動データを使用するなど、コントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に使用していたことが確認された。

なお、保存されていた各鑑定の電気泳動データを確認したところ、当該解析により判定されたDNA型自体には、電気泳動データを不適切に使用したことにより誤りが生じていることは確認されなかった。

- 解析結果資料の作成に当たり、不適切であった電気泳動データは次のとおり。（※1）

- ・ 陽性コントロール（※2）の電気泳動データ
- ・ 陰性コントロール（※3）の電気泳動データ
- ・ 抽出コントロール（※4）の電気泳動データ
- ・ アレリックラダーの電気泳動データ

※1 複数の電気泳動データが不適切であった場合があった。

※2 コントロールのうち、検査機器が正常にDNAを検出することを確認するためのもの。特定のDNAが含まれている試薬

※3 コントロールのうち、検査機器や試薬がDNAで汚染されていないことを確認するためのもの。DNAを含まない水等

※4 コントロールのうち、DNA抽出から電気泳動までの作業過程がDNAで汚染されていないことを確認するためのもの。鑑定資料と同様にDNA抽出から電気泳動までの作業を行ったDNAを含まない溶液

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響しておらず、捜査に影響するものではない。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[5] 【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】

電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせて使用していたもの②

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 佐賀県警察では、各鑑定につき1つの不適切な取扱いを計上しており、1件の鑑定で複数の不適切な取扱いが認められるものについては、この類型の不適切な取扱いが計上されていない場合があった。
- ・ 佐賀県警察で認定した不適切な取扱いがあったとされていたもの（決裁に使用されているコントロールやアレリックラダーの電気泳動データが発見されなかったことから、別の鑑定のものが使用されたとされていたもの）について、特別監察では、決裁に使用されたコントロールやアレリックラダーの電気泳動データの特定に至り、本来使用されるべき電気泳動データが使用され、適切に鑑定が実施されていたことが確認されたものがあった。
- ・ 特別監察では、佐賀県警察が不適切な取扱いを認定していない対象職員による鑑定の中にも、同様の不適切な取扱いをしていたものが確認された。
- ・ 陰性コントロールの電気泳動データとして抽出コントロールの電気泳動データを使用するといった不適切な取扱いを想定した確認が行われておらず、不適切な取扱いの発見に至っていないものがあった。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[6]-1 【予備検査の不十分な実施】

対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員による予備検査が不十分であったもの

該当する鑑定件数 2件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 2件〕
〔対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真・写真データ、定量データ、電気泳動データ、解析データ及び再鑑定結果を確認するなどした結果、再鑑定ではDNA型が検出されたが対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いや、DNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されなかった。

しかしながら、2件の鑑定については、再鑑定の結果を踏まえると、対象職員が丁寧に予備検査を行っていれば、DNA型の検出に至っていた可能性が認められ、対象職員による予備検査は不十分なものであった。

なお、2件のうち1件（分類表番号A【1-1①】11）は、犯人を検挙している事件に関する鑑定であったが、被害者供述や目撃者供述、自供により犯人性を立証しており、残り1件（分類表番号A【1-2】3）は、捜査中の事件に関する鑑定であったが、再鑑定で検出されたDNA型は、被疑者でないことが捜査により判明している人物と一致するものであり、捜査への影響は生じていない。

- 2件の予備検査の想定される不十分な点は次のとおり。
 - ・ 鑑定資料である綿棒に対し精液の付着の有無を確認する検査において、付着物を採取するためのポリエチレンろ紙に、鑑定資料が十分に圧着されていなかったことが想定される。（分類表番号A【1-1①】11）
 - ・ 鑑定資料であるタバコの吸い殻に対し唾液の付着の有無を確認する検査において、唾液を検出するための検査用ゲルに、鑑定資料が十分に接着されていなかったことが想定される。（分類表番号A【1-2】3）

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 佐賀県警察の調査では、上記2件のほか、再鑑定ではDNA型が検出されたが対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった4件について、この不適切な取扱いのある鑑定として計上していたが、特別監察において、これら4件については、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いやDNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いのほか、対象職員による予備検査が不十分であったといったことも確認されなかったことから、計上しなかった。なお、これら4件のうち3件（分類表番号A【1-1②】13、A【1-2】9、13）については、他の不適切な取扱いが行われていたことが確認された。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[6]-2 【鑑定資料の付属品の紛失】

鑑定嘱託を受けた際に鑑定資料に付属していたものを紛失したもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち	佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中	1件
	対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中	0件

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真データ、鑑定資料返還時に撮影された鑑定資料の写真データ及び再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認するなどした結果、鑑定資料の付属物（鑑定嘱託を受けた際に鑑定資料を包んでいたティッシュペーパー）を紛失し、これを鑑定嘱託所属に返還していなかったことが確認された。

なお、紛失した付属物は、鑑定資料に係る事件とは関係のないものであり、その紛失が鑑定資料のDNA型鑑定に影響を与えるものではない。

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 特になし。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[6]-3 【鑑定資料の不適切な切り取り】

ワークシートに記載せずに鑑定資料の一部を切り取り、その後の検査を行っていなかったもの

該当する鑑定件数 1件

うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中	1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中	0件

- 対象職員が作成したワークシート、鑑定開始時に撮影した鑑定資料の写真データ及び再鑑定開始時に撮影された鑑定資料の写真データを確認した結果、ワークシートに記載せずに、予備検査後に鑑定資料の一部が切り取られていることが確認されていた。また、切り取られた鑑定資料の一部については、その後検査が行われていないことも確認された。

なお、当該鑑定資料は、予備検査で唾液の付着が認められておらず、DNAの検出が見込めないものであった。

- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の認定との違い

- ・ 特になし。

[6]-4 【鑑定結果の回答漏れ】

鑑定結果を鑑定嘱託を受けた所属に回答していなかったもの

該当する鑑定件数 3件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 3件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 検査機器に保存されているデータを確認した結果、
 - ・ 3件の鑑定のうち2件については、定量を実施し、DNA抽出液にDNAが含まれていないとの定量結果を得ていたこと
 - ・ 残りの1件については、電気泳動を実施し、DNA型が検出されていたことが確認されたが、いずれも鑑定嘱託所属に回答されていなかった。
- なお、DNA型が検出されていた1件（分類表番号A【1-3②】4）については、被害者のDNA型に一致するものであり、捜査への影響は生じていない。
- ◆佐賀県警察の認定との違い
 - ・ DNA型が検出されていたことが確認された1件の鑑定については、佐賀県警察の調査では該当する電気泳動データを発見できておらず、対象職員による鑑定でDNA型が検出されていたことは確認されていなかった。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-① 【鑑定資料の取り違い】

複数の鑑定資料をまとめて嘱託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り違えていたもの

該当する鑑定件数 2件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 2件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

- 2件の鑑定のうち1件（分類表番号A【Ⅲ-1】4）については、1件の鑑定嘱託で8点の鑑定資料（いずれも同じ変死体の指を拭ったガーゼ片）のDNA型鑑定が嘱託されたものであったが、嘱託所属から受領した鑑定資料を撮影した写真とその後鑑定作業のためシャーレ上に置かれた鑑定資料の写真を比較した結果、シャーレに取り出した時点で2点の鑑定資料が取り違えられていることが確認された。

なお、取り違えられた2点からはいずれもDNAが検出されておらず、鑑定結果自体に影響は生じていなかった。

- 残りの1件（分類表番号A【Ⅰ-1②】14）については、1件の鑑定嘱託で4点の鑑定資料（いずれもタバコの吸い殻）のDNA型鑑定が嘱託されたものであったが、嘱託所属から受領した鑑定資料を撮影した写真、鑑定資料の切り出し部分が記載されたワークシート、嘱託所属に返還する残余資料を撮影した写真を確認した結果、検査に使用する部分を鑑定資料から切り出した後に、残余資料2点を取り違えられていることが確認された。

なお、検査に使用する部分を切り出し後の残余資料の取り違いであることから、切り出した鑑定資料の鑑定結果自体に影響は生じていなかった。

- 2件の鑑定はいずれも鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響は生じておらず、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ シャーレに取り出した時点で取り違えられていた1件については、[3]に当たる不適切な取扱いを認定し、不適切な取扱いのあった鑑定として計上していたことから、別途認定していなかったもの。
- ・ 残り1件については、写真確認時に、鑑定資料の一部の切り出しを行った後の残余資料の取り違いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-② 【電気泳動の不実施】

定量後、引き続き行うべき検査を行っていなかったもの

該当する鑑定件数 5件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 4件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 1件〕

○ ワークシートに、DNA抽出液にヒトDNAが含まれていなかったとする定量結果が添付され、その後の検査を行っていない5件の鑑定について、定量機器に保存されていた定量データを確認したところ、同じ鑑定資料のDNA抽出液について複数回定量が行われており、ワークシートに添付していない定量結果では、ヒトDNAが含まれているとする定量結果が出ていたことが確認され、当該DNA抽出液を使用してその後の検査を行うべきであったことが確認された。

○ なお、5件のうち2件（分類表番号A【I-1②】1、12）は、遺留品からの聞き込みや自供により、既に被疑者が検挙されており、当該鑑定の影響は認められなかった。

残り3件のうち1件（分類表番号A【I-2】17）については、再鑑定ではDNA型が検出されていないが、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が定量後の検査を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

残りの2件（分類表番号A【I-3②】1、B【I-3①】1）については、対象職員が定量後の検査を行った場合にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、対象職員による鑑定により「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 5件のうち4件については、[3]又は[4]に当たる不適切な取扱いを認定し、不適切な取扱いのあった鑑定として計上していたことから、別途認定していなかったもの。
- ・ 残りの1件については、ヒトDNAが含まれているとする定量結果が出ていた定量データを発見できておらず、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-③ 【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】

鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの①

該当する鑑定件数 4件

- 〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 4件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕
- 4件の鑑定のうち2件については、電気泳動データを確認したところ、本来検査すべき鑑定資料のDNA抽出液ではなく、同じ案件で別に鑑定嘱託されていた鑑定資料のDNA抽出液が検査に使用されていたものと認められた。
- ・ 鑑定資料（殺人未遂事件の被疑者の着衣を拭った綿棒）のDNA抽出液として、別の鑑定資料（当該事件の同じ被疑者が使用した包丁を拭った綿棒3点及びガーゼ片1点並びに当該事件の現場を拭ったガーゼ片1点）のいずれかのDNA抽出液をDNA増幅し、得られたDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【Ⅰ-1①】13）
なお、犯行現場において犯人を逮捕した事案であり、目撃者供述もあることから、捜査への影響は生じていない。
 - ・ 鑑定資料（身元確認のため死体から採取した爪）のDNA抽出液として、別の鑑定資料（当該死体の親族の口腔内細胞）のDNA抽出液をDNA増幅し、得られたDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【Ⅳ】18）
なお、死体の発見場所、死体の所持品等を踏まえ身元の確認を行っており、また、死体の爪の再鑑定結果を確認した結果、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていない。
- 残りの2件のうち1件については、電気泳動データを確認したところ、本来検査すべき鑑定資料のDNA増幅液ではなく、同じ案件で別に鑑定嘱託されていた鑑定資料のDNA増幅液が検査に使用されていたものと認められた。
- ・ 鑑定資料（身元確認のため死体から採取した爪）のDNA増幅液として、別の鑑定資料（当該死体が発見された家で採取したタバコの吸い殻）のDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【Ⅳ】11）
なお、死体の発見場所、親族からの聞き取り等を踏まえ身元の確認を行っており、また、機器に残されていた本来の鑑定資料（死体の爪）のDNA増幅液を電気泳動したものと認められるデータを確認した結果、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていない。

（第1-2関係）補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-③ 【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】

鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの②

- 残りの1件については、電気泳動データを確認したところ、本来検査すべき鑑定資料のDNA増幅液ではなく、同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料のDNA増幅液が検査に使用されていたものと認められた。
 - ・ 鑑定資料（変死体の指を拭ったガーゼ片）のDNA増幅液として、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ変死体の指を拭ったガーゼ片）のDNA増幅液について電気泳動を実施。（分類表番号A【Ⅲ－1】4）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取りから総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
 - ・ 検出したとされたDNA型が、鑑定資料からの検出が想定し得るものであったことから、不適切な取扱いの認定に至らなかったもの。

（第1-2関係）補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-④ 【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】

鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの①

該当する鑑定件数 7件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 6件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 1件〕

○ 7件の鑑定のうち5件については、電気泳動データを確認したところ、鑑定資料の電気泳動データとして、同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料の電気泳動データが、サンプル名（※）を変更した上で、決裁に使用されていたことが確認された。

- ・ 鑑定資料（被害現場の寝具を拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ被害現場の寝具を拭った別のガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅰ-1①】4）
なお、SNSや防犯カメラ、被疑者携帯捜査、被害者供述により犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（被害現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ被害現場の血痕のようなものを拭った別のガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅰ-1②】4）
なお、保存されていた本来の鑑定資料の電気泳動データとサンプル名を変更して使用されていた当該別の鑑定資料の電気泳動データを確認した結果いずれも被害者のDNA型を示すものであり、また、被疑者の自供により犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（変死体の指を拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ変死体の指を拭った別のガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ-1】4）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、遺書、親族からの聞き取りから総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。

※ 電気泳動時に各試料を区別するために付けられた名称

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-④ 【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】

鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの②

- ・ 鑑定資料（変死体の発見現場から採取した微物）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ変死体の発見現場にあった食器を拭ったガーゼ片）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ－1】9）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、薬毒物検査から総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（被疑者方にあった吸い殻）の電気泳動データとして、当該鑑定資料と同じ鑑定嘱託内の別の鑑定資料（同じ被疑者方にあった別の吸い殻）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号B【Ⅰ－1②】4）
なお、押収した大麻や被疑者の自供により犯人性が立証されており、捜査への影響は生じていない。

○ 残りの2件については、電気泳動データを確認したところ、鑑定資料の電気泳動データとして、同じ案件で別に鑑定嘱託されていた鑑定資料の電気泳動データが、サンプル名を変更した上で、決裁に使用されていたことが確認された。

- ・ 鑑定資料（当該変死体の発見現場にあった食器を拭ったガーゼ片及び薬品の容器を拭ったガーゼ片）の電気泳動データとして、別の鑑定資料（当該変死体から採取した爪）の電気泳動データを、それぞれサンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ－1】7）
なお、死体見分や環境調査、現場調査、指紋、遺書から総合的に事件性の判断がなされ、事件性のない死体であることが明らかとなっており、捜査への影響は生じていない。
- ・ 鑑定資料（変死体から採取した爪）の電気泳動データとして、別の鑑定資料（当該変死体の親族の口腔内細胞）の電気泳動データを、サンプル名を変更した上で決裁に使用。（分類表番号A【Ⅲ－2】5）
なお、死体見分や環境調査、現場調査から総合的に事件性の判断や身元の確認が行われており、事件性のない死体であることが明らかとなっており、また、「死体を別人と間違えた」といった取扱いは生じていない。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 検出したとされたDNA型が鑑定資料から検出されることが想定し得るものであり、サンプル名の設定誤りを訂正したものと解して、不適切な取扱いの認定に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑤ 【DNA型の不適切な判定】

電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、より多い座位数の検出を回答することができたもの

該当する鑑定件数 1件

うち	佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中	1件
	対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中	0件

- 一つの鑑定資料について、複数回実施されていた電気泳動結果を解析したところ、電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、決裁書類において検出が認められたとしていた座位数（3座位）よりも多い座位数（24座位）を鑑定嘱託所属に回答することができたことが確認された。
- なお、当該鑑定資料は、被害現場の血痕のようなものを拭ったガーゼ片であり、検出されたDNA型は被害者のものであったことから、鑑定嘱託所属に回答する座位数の違いは捜査に影響するものではなかった。
（分類表番号A【1-1①】7）
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
 - ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

（第1-2関係）補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑥ 【DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更】

電気泳動データの解析に必要な指標を得るための試薬（サイズマーカー）の解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で変更し、解析を行ったもの

該当する鑑定件数 9件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 0件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 9件〕

- 電気泳動は、電気泳動結果の解析時に必要となる指標を得るため、DNA増幅液にサイズマーカーと呼ばれる試薬を加えて行うが、サイズマーカーを解析機器が正しく認識しなかった電気泳動はやり直す必要がある。

しかし、電気泳動データ及び解析データを確認したところ、9件の鑑定では、解析機器がサイズマーカーを一部正しく認識せず、再検査が必要な電気泳動データを、電気泳動結果解析ソフトの解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で一部変更することにより、そのまま使用して解析を行っていたことが確認された。

- なお、9件の鑑定は、当該解析により判定されたDNA型自体に、当該解析条件の変更によって誤りが生じているものは確認されず、捜査に影響するものではなかった。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

（第 1 - 2 関係）補足資料 5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

【7】-⑦ 【本来は使用しない電気泳動データの使用】

当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動をしたアレリックラダーに検査不良が認められたため、本来使用しない当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、決裁用の解析結果資料を作成したもの

該当する鑑定件数 1 件

〔	うち 佐賀県警察が不適切と判断した D N A 型鑑定（1 3 0 件）中	1 件	〕
	対象職員が単独で実施した上記以外の D N A 型鑑定（5 0 2 件）中	0 件	

- 一つの鑑定資料について、当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動したアレリックラダーに電気泳動結果の不良が認められた(※) ため、本来、当該アレリックラダーと同時に電気泳動した当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、鑑定資料の D N A 型は判定すべきではなかったところ、別のアレリックラダーを使用して D N A 型を判定し、決裁用の解析結果資料を作成していたことが確認された。

※ 解析機器において、アレリックラダーの電気泳動結果の品質に問題があるとの注意喚起が表示されていたもの。

- なお、当該鑑定資料の別の電気泳動データを確認した結果、当該解析により判定された D N A 型自体には、誤りが生じていることは確認されず、死体の身元確認に影響するものではなかった。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑧ 【コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用】

鑑定資料から「DNA型不検出」との結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用し、決裁用の解析結果資料を作成したもの

該当する鑑定件数 1件

- 〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 1件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕
- 1件の鑑定について、ワークシート及び電気泳動データを確認したところ、鑑定資料の電気泳動によって、当該鑑定資料からDNA型が検出されなかったことを示す結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データをサンプル名を変更した上で解析した解析結果資料を作成し、当該解析結果資料を鑑定資料の電気泳動データの解析結果資料として決裁に使用していることが確認された。
- なお、鑑定資料からDNA型が検出されなかったという鑑定結果自体に変更を生じさせるものではなく、捜査に影響するものではなかった。
- ◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由
- ・ 鑑定資料の電気泳動データとしてコントロールの電気泳動データを使用するこうした不適切な取扱いを想定した確認が行われておらず、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑨ 【電気泳動の不適切な実施】

本来、当該鑑定資料のDNA抽出液から別々に作成したDNA増幅液2種類に、それぞれ電気泳動を実施すべきところ、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回実施し、それらの結果を使用して、DNA型判定を行っていたもの

該当する鑑定件数 1件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 0件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 1件〕

- DNA型鑑定は、一つの鑑定資料から作成したDNA抽出液に対して、DNA増幅を別に行ったDNA増幅液を2種類以上作成した上で、そのうち2種類の電気泳動結果を使用して、いずれのDNA増幅液の電気泳動でも検出されたDNA型のみを、当該鑑定で検出されたDNA型として判定し、回答することとなっている。

しかし、1件の鑑定では、上記のとおりDNA増幅を別に行った2種類のDNA増幅液の電気泳動結果とされているものを確認したところ、実際は、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回行い、それらの結果を使用していたものと認められた。

- なお、この鑑定に関する事件は、ドライブレコーダー、目撃者供述及び自供により被疑者が特定されており、当該鑑定結果により捜査への影響は生じていない。（分類表番号B【1-1①】3）

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 調査すべき対象として想定されていなかったことから、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑩ 【解析結果資料の印刷日時の変更】

事実と異なる印刷日時を表示した電気泳動データの解析結果資料を作成したもの

該当する鑑定件数 8件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 5件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 3件〕

- 8件の鑑定について、電気泳動データを確認したところ、決裁に使用された当該電気泳動データの解析結果資料の印刷日時が、実際に電気泳動を行った日時よりも前の日時となっており、当該電気泳動データの解析結果資料は事実と異なる日時を表示させて作成したものであり、ワークシートにも当該電気泳動データの解析結果資料に表示された日時と一致する日が記載されていたことが確認された。
- なお、資料の印刷日時を異ならせているものであり、鑑定結果自体に変更を生じさせたものではない。
- 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 電気泳動データから確認した電気泳動実施日時と、ワークシートに添付された電気泳動データの解析結果資料に表示されている電気泳動実施日時とを比較することまでは行われておらず、不適切な取扱いの発見に至らなかったもの。

(第1-2関係) 補足資料5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細

[7]-⑪ 【ワークシートの未作成】

ワークシートの作成が確認できなかったもの

該当する鑑定件数 3件

〔うち 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）中 3件
対象職員が単独で実施した上記以外のDNA型鑑定（502件）中 0件〕

○ ワークシートは、鑑定の推移に応じてその都度記載していくものであり、鑑定作業が開始されている場合には必ず作成されているはずものであるが、3件の鑑定については鑑定作業が開始されているにもかかわらずワークシートが作成されていることが確認できなかった。

○ なお、これら3件は、[6]-4の不適切な取扱いがあった3件と同一である。

○ 鑑定資料のDNA型鑑定結果に影響する不適切な取扱いではなく、捜査に影響するものではない。

◆佐賀県警察の調査で認定されていなかった理由

- ・ 佐賀県警察では、[6]-4に当たる不適切な取扱いを認定し、不適切な取扱いのあった鑑定として計上していたことから、別途認定していなかった。